

障害を理由とする差別の禁止規定 (案)

正当な理由なく、障害を理由として差別又は不利益な取扱いを行うことを禁止するため、以下の9分野に分けて規定する。

福祉サービスの提供

【主体】

福祉サービスを提供する者

【禁止内容】

福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為
 障害者の意に反して、福祉サービスを行う施設への入所その他福祉サービスの利用を強制する行為

【除外内容】

障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合
 障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合

医療の提供

【主体】

医師その他の医療従事者

【禁止内容】

医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を伏し、その他不利益な取扱いをする行為
 障害者の意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離する行為

【除外内容】

障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合
 法令に特別の定めがある場合

商品の販売、サービスの提供

【主体】

商品及びサービスの提供を行う者

【禁止内容】

商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為

【除外内容】

障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合

労働及び雇用の促進

【主体】

事業主

【禁止内容】

応募若しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをする行為
 賃金、労働時間その他の労働条件について、不利益な取扱いをする行為
 正当な理由がなく、解雇し、又は退職を強要する行為

【除外内容】

本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他合理的な理由がある場合

教育の提供

【主体】

教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員

【禁止内容】

障害者及びその保護者に対して、必要な情報提供等を行わないで、又は意見を十分に尊重せずに障害者が就学すべき学校を決定する行為
 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じない行為

【除外内容】

・ なし

建物・公共交通機関の利用

【主体】

多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者
 公共交通事業者等

【禁止内容】

建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為

【除外内容】

建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両等の構造上やむを得ないと認められる場合、当該障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合

障害を理由とする差別の禁止規定 (案)

不動産の取引

- 【主体】
不動産の売買、交換又は賃貸借その他不動産取引を行おうとする者
- 【禁止内容】
不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為
- 【除外内容】
建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合

情報の提供

- 【主体】
多数の者に対して情報の提供を又は発信を行う者
- 【禁止内容】
情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為
- 【除外内容】
情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合

意思表示の受領

- 【主体】
障害者から意思の表明を受けようとする者
- 【禁止内容】
意思の表示を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをする行為
- 【除外内容】
障害者が選択した意思表示の方法によっては当該障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合